

令和8年6月10日

日本下水道事業団  
理事長 黒田 憲司 様

監事 内笹井 徹

監事 柳 亜紀

( 公 印 省 略 )

令和7事業年度の財務諸表等及び決算報告書に関する意見書

日本下水道事業団法第15条第4項の規定に基づき、日本下水道事業団の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類及び附属明細書）及び決算報告書について、監査を実施するとともに、日本下水道事業団と契約した会計監査法人による監査結果の報告及び説明を受けた。

その結果、日本下水道事業団法第39条第2項に規定する、令和7事業年度の財務諸表等及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表等は、関連規定及び基準に基づき適正に作成されていると認める。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

以上